



野生大麻・不正けし撲滅を

けしも大麻同様に麻葉の原料になる種類があります。植えてはいけないけしを、知らないで観賞用として自宅の庭に植えていても罰せられる場合があります。観賞用として植える場合は、植えていいかどうかを十分に北見保健所などに確認してください。

不審車(者)見かけたらすぐに通報を

近年、野生大麻を不正に採取し、検挙される事件が増加しています。大麻の所持や売買そのものが犯罪ですが、大麻吸引によって悪質な犯罪へと結び付く可能性もあります。野山で不審な車などを見かけた場合は、警察に通報してください。

- 北見保健所 (☎ 24-4171)
- 北見警察署訓子府駐在所 (☎ 47-2410)
- 役場町民課環境衛生係 (☎ 47-2203)

「野生大麻・不正けし撲滅運動」が今年も6月1日から9月30日まで実施されます。町では、運動期間中の7月上旬に北見保健所とともに、町民の皆さんのご協力抜き取り作業を実施する予定です。

大麻は、葉を乾燥させ、たばこのように煙を吸引すると幻覚や妄想などの精神障害や生殖障害を引き起こし大変危険です。

自分が所有、使用している土地に野生大麻が自生している場合には、除去の協力をお願いします。

火災のない楽しいレジャー

行楽シーズンの火災予防

キャンプなど、屋外での活動が増える行楽シーズンになりました。火災のない楽しいレジャーにするために、次のことに注意しましょう。

- たばこは灰皿のある決められた場所で吸うか、携帯灰皿を携行し、投げ捨ては絶対にやめましょう
- ごみ類は火災発生の原因になるので、各自できちんと持ち帰りましょう
- 火気を取り扱うときは、完全に消火するまでその場を離れないようにしましょう

旅館・ホテルなどを利用される方へ

- 宿泊室から2通り以上の避難経路、非常口などの案内図を参考に、実際に歩いて確認しておきましょう
 - たばこの火は完全に消えたことを確認し、寝たばこは絶対にしない
 - 非常用懐中電灯や消火器、避難器具などを確認しておきましょう
- ※万一、火災が発生した場合は、慌てることなく従業員の指示に従ってください。

6月15日に消防演習

訓子府消防団の消防演習が6月15日(土)14時から訓子府小学校グラウンドと市街地で行われます。

消防団の士気高揚と地域住民防災思想の普及を図るために、ポンプ操法、放水訓練、模擬火災訓練、分列行進などを実施しますので、住民の皆さんのご観覧をお願いします。

消防署訓子府支署

住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月1日から義務化となりました

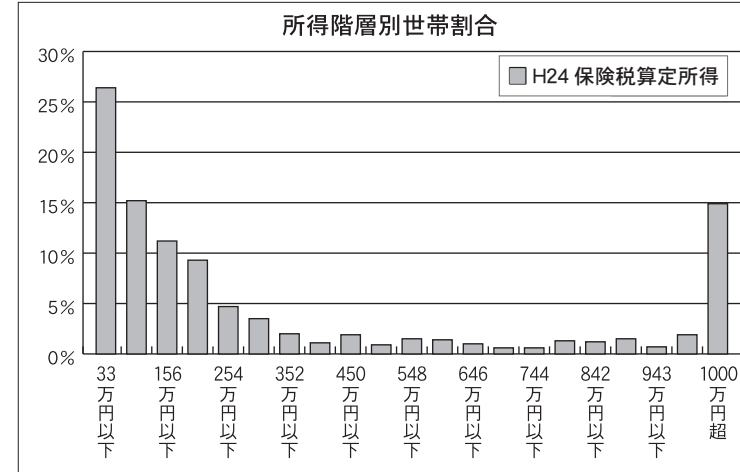
■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

訓子府町

「国保の財政状況は」



最終回の今回は「国保税の改定の検討」についてお伝えします。



■所得階層別の世帯割合■

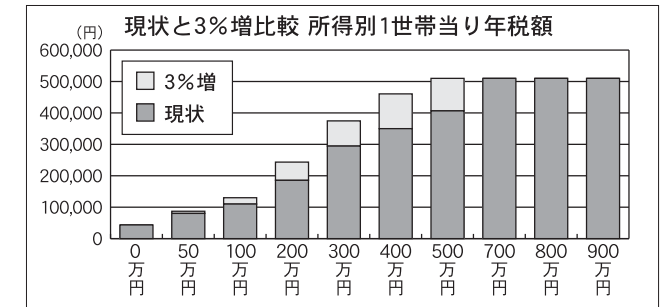
左の表をご覧ください。
この表を見て分かることは、所得額が33万円以下の世帯が26%、1,000万円超の世帯が14%、250万円～1,000万円未満の世帯割合は、その範囲ごとに5%以下と全体でU字型になっており、他の市町村にはない特異な形です。
このような世帯状況から、今回国保税率の引き上げをすることでどうなるのか検証してみました。

例えば、平成23年度の一般会計からの繰入金約半分を皆さんにご負担いただく場合で試算しますと、約2,300万円の増収が必要となりますので、医療分の所得割率を5.6%から8.6%に3%上げることとなります。そのシミュレーション結果が下の表となります。

■国保税率引き上げの試算■

●所得階層別1世帯当たり年税額(医療分)

【例】世帯主：所得400万円
固定資産なし
妻と子ども二人
350,500円 → 460,600円
(約110,100円増)



(医療分5.6%⇒8.6%増、2,300万円増シミュレーション)

■シミュレーションから■

国保税率の引き上げの試算をしましたが、本町の所得階層別世帯割合が低所得世帯と高所得世帯に二極化しているため、所得が400万円前後の中間所得層の世帯に負担をしていただく状況となっています。(所得額が高い世帯は、負担限度額が適用されますので51万円を超えることはありません。また、所得が33万円以下の世帯も所得割がかかりません)

国保は独立採算が原則ですが、このような状況から、現状では税率を引き上げるのは難しいと考えており、今後、国の「社会保障と税の一体改革」などの動向を見極め、対応を検討していきます。

これまでお伝えしてきた医療費などの問題は、国保加入者だけの問題ではありません。現在社会保険に加入している方のほとんどは、退職後に国保に加入することになります。このため、国保財政をこれからも安定した状態で維持することは、訓子府町民全体の問題です。

これまで3回にわたって、国保の財政状況についてお伝えしましたが、国保の現状から当面一般会計からの繰り入れにご理解いただき、積極的に特定健診などを受診していただくなど、健全な国保の財政運営にご理解とご協力をお願いします。

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)